

## 東和荘虐待防止推進委員会設置要領

(令和7年4月1日)

### 1 設置の趣旨

虐待の防止及び再発防止のための対策を検討し、利用者の尊厳を守るとともに虐待防止に向けた取組みをするため、虐待防止推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2 委員会は、虐待の防止及び発生時の対応に関して、次に定める事項を協議する。

- (1) 虐待防止対策の立案
- (2) 指針・マニュアル等の作成、見直し
- (3) 虐待防止対策に関する職員への周知
- (4) 虐待発生時の対応と状況等の記録及び報告
- (5) 対応後の状況評価
- (6) 各所属での虐待防止対策実施状況の把握と評価
- (7) 虐待防止マニュアルに定める「虐待の芽チェックリスト」別紙1-1、1-2の定期的な実施、分析、評価
- (8) その他虐待防止対策に関すること

### 3 委員会は、次の職員により構成する。

- (1) 総括荘長
- (2) 荘長
- (3) 総務部長
- (4) 福祉部長
- (5) 養護老人ホーム主任生活相談員、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター生活相談員
- (6) 養護老人ホーム主任支援員、特別養護老人ホーム主任介護職員及び副主任介護職員
- (7) 特別養護老人ホーム（統括）主任看護職員
- (8) 特別養護老人ホーム機能訓練指導員
- (9) 居宅介護支援事業所介護支援専門員
- (10) 前項に定めるほか、必要に応じて、医師その他関係職員の出席を求めることができる。

### 4 委員会に専任の虐待防止対策担当者を置き、養護老人ホーム生活相談員を充てる。

### 5 委員会の開催

委員会は、必要のつど開催する。

### 6 委員会の議事

- (1) 委員会は、総括荘長を委員長とし、議事を進行する。
- (2) 委員会の庶務は、福祉部が所掌する。

(3) 委員会の議事内容を記録するために、議事録を作成する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の協議により定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。